

第2章

第2章 尾道市の概要と上下水道事業の沿革

2.1 尾道市の概要

2.2 上下水道事業の沿革

第2章 尾道市の概要と上下水道事業の沿革

2.1 尾道市の概要

1) 歴史・面積等

(1) 歴史

自然の良港を持つ尾道は、平安時代の嘉応元年（1169年）、備後大田荘（後、高野山領）公認の船津倉敷地、荘園米の積み出し港となって以来、対明貿易船や北前船、内海航行船の寄港地として、中世・近世を通じて繁栄をとげました。

海を望む階段や坂道、路地越しに見える尾道水道、点在する寺院など、歴史を凝縮した景観に魅かれ、多くの文人墨客が足跡を刻みました。また、数々の映像作品の舞台となり、映画のまちとしても有名です。

明治31年（1898年）、県内では広島市に次いで2番目に市制を施行、その後周辺市町村との合併を経ながら市域を拡大し、緑豊かな北部丘陵地域から尾道水道周辺地域を経て独特の多島美を有する瀬戸内海地域に至る、多彩な資源を有するまちになりました。

(2) 面積

285.11km²

(3) 地勢と気候

大半が山地で、島しょ部は概して急峻で平地に乏しく、平地は尾道水道・御調川沿い・島しょ部の海岸沿いに形成されています。

気候は温暖で降雨量が比較的少ない瀬戸内型に属しますが、内陸部は温度較差がやや大きい山間部の特性を示しています。



図 2.1 尾道市の位置

2.2 上下水道事業の沿革

1) 水道事業

本市の水道事業は、大正14年4月、久山田町に建設した久山田貯水池を水源として給水人口37,000人、一日最大給水量4,500 m³の計画規模で給水を開始しました。

水資源に恵まれていない本市は、創設以後の近隣町村の合併や市勢の発展による水需要の急速な増加に対処するため、水源の確保や水道施設の拡充等、13次にわたる拡張事業を行い水不足の解消や施設整備に努めてきました。この間、平成元年の広島県の沼田川水道用水供給事業一元化などにより、自己水源中心の事業経営から受水中心の事業経営へ転換し、より安定的で健全な事業経営を目指しています。

表 2.1 水道事業の沿革

事業	認可年度	目標年度	給水人口(人)	計画一日最大給水量(m ³)	事業費(円)
創設	T11	—	37,000	4,500	1,393,560
第1次拡張事業	—	—	40,000	4,500	137,000
第2次拡張事業	—	—	40,000	6,000	5,000,000
第3次拡張事業	—	—	40,000	7,600	3,050,000
第4次拡張事業	S26	—	40,000	8,800	10,000,000
第5次拡張事業	—	—	40,000	8,800	3,526,662
第6次拡張事業	—	—	40,000	8,800	3,238,239
第7次拡張事業	—	—	40,000	8,800	13,639,064
第8次拡張事業	S27	—	73,300	22,500	347,113,199
第9次拡張事業	S39	S47	73,300	27,000	149,873,231
第10次拡張事業	S44	S52	97,500	40,750	719,353,000
第11次拡張事業	S50	S57	102,500	46,150	762,859,559
第12次拡張事業	S58	S63	94,700	35,400	269,513,582
第13次拡張事業	H2	H10	96,000	39,500	449,881,494
第13次拡張事業第1回変更	H16	H29	92,000	39,500	2,006,000,000
第13次拡張事業第2回変更	H17	H29	106,400	45,250	—
第13次拡張事業第3回変更	H18	H29	135,410	61,140	—
第13次拡張事業第4回変更	H19	H29	140,226	62,010	3,400,110,000
第13次拡張事業第5回変更	H19	H29	141,186	62,440	—

事業	認可年度	目標年度	給水人口(人)	計画一日最大給水量(m ³)	事業費(円)
第13次拡張事業第6回変更	H24	—	137,000	51,800	—

2) 下水道事業

本市の下水道事業には、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業があります。

公共下水道事業は、主として市街地における汚水を排除・処理する下水道で、旧尾道市が昭和58年に処理区域175ha、処理人口16,160人、計画汚水量13,018m³/日の規模で国の認可を受け工事に着手し、平成元年4月1日に供用開始しました。その後の処理区域の見直しや施設の増設により、令和元年度末時点での処理区域内人口普及率は74.5%となっています。尾道市浄化センターで汚水の処理を行っています。

特定環境保全公共下水道事業は、市街化区域以外の区域で設置される下水道で、旧御調町が平成元年に処理区域47.0ha、処理人口1,880人、計画汚水量880m³/日の規模で国の認可を受け工事に着手し、平成6年3月31日に市処理区を供用開始しました。その後、平成13年3月に上川辺処理区を供用開始し、令和元年度末時点での処理区域内人口普及率は93.0%となっています。市処理区は御調町中央浄化センター、上川辺処理区は御調町東部浄化センターで汚水の処理を行っています。

なお、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業を合わせた行政人口普及率は平成30年度末時点で16.3%、集落排水事業や浄化槽の人口を合わせても53.2%で、広島県全体の平均(88.4%)を大きく下回っており、未普及地区の解消が望まれています。

表 2.2 公共下水道事業の沿革

事業	告示年月	処理区域面積(ha)	処理人口(人)	計画汚水量(m ³ /日)
当初認可	S58.2	175	16,160	13,018
第1回変更	S60.7	203	18,380	12,877
第2回変更	H5.1	316	21,200	13,000
第3回変更	H6.10	316	21,200	13,000
第4回変更	H12.10	316	21,200	13,000
第5回変更	H18.3	316	16,000	11,000
第6回変更	H22.8	264	12,100	7,000
第7回変更	H24.1	408	18,300	9,700
第8回変更	H24.10	408	18,300	9,700
第9回変更	H26.7	408	18,300	9,700
第10回変更	H27.3	408	18,300	9,700

事業	告示年月	処理区域面積 (ha)	処理人口 (人)	計画汚水量 (m ³ /日)
第11回変更	H30.11	408	18,300	9,700
第12回変更	R1.9	425	22,000	9,700

表 2.3 特定環境保全公共下水道事業の沿革

事業	告示年月	市処理区			上川辺処理区		
		処理区域面積 (ha)	処理人口 (人)	計画汚水量 (m ³ /日)	処理区域面積 (ha)	処理人口 (人)	計画汚水量 (m ³ /日)
当初認可	H1.12	47.0	1,880	880	-	-	-
第1回変更	H4.3	47.0	1,880	880	-	-	-
第2回変更	H5.12	64.7	2,290	1,088	27.5	1,020	435
第3回変更	H7.3	64.7	2,290	1,088	27.5	1,020	435
第4回変更	H7.8	84.7	3,000	1,394	27.5	1,020	435
第5回変更	H11.2	84.7	3,000	1,430	31.2	1,090	480
第6回変更	H12.3	84.7	3,000	1,430	32.3	1,120	500
第7回変更	H12.8	84.7	3,000	1,430	44.9	1,410	620
第8回変更	H15.2	90.4	3,000	1,430	48.7	1,470	650
第9回変更	H21.3	91.9	2,700	1,410	48.6	1,200	420
第10回変更	H24.10	91.9	2,700	1,410	48.6	1,200	420
第11回変更	H27.3	94.0	2,700	1,380	48.8	1,200	420
第12回変更	H30.11	94.4	2,700	1,380	49.1	1,200	420
第13回変更	R3.3	94.8	2,400	1,140	49.4	1,000	370

